

平成26年3月議会 第1委員会報告資料

平成26年度地方税制改正に伴う
福岡市市税条例の一部改正について

財 政 局

平成26年度地方税制改正に伴う 福岡市市税条例の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律案が平成26年3月末に可決・成立した場合に、福岡市市税条例（以下「条例」という。）において、早急に改正を必要とする項目の概要

1 改正内容

○ 耐震改修を実施した大規模建築物等に係る固定資産税の特例措置

地方税法の改正において、耐震改修を実施した大規模建築物等に係る固定資産税については、申告に基づき、税額の2分の1が軽減される規定が整備されたことに伴い、条例においても当該申告手続きに係る規定を定めるもの。

2 施行期日

平成26年4月1日

耐震改修を実施した大規模建築物等に係る固定資産税の特例措置

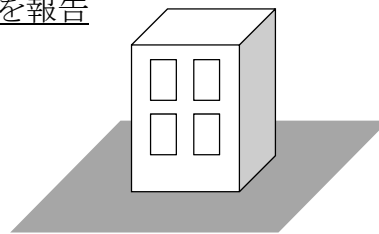
地方税法の改正において、耐震改修を実施した大規模建築物等に係る固定資産税の特例措置の規定が整備されることに伴い、当該措置に係る申告手続きの規定を定めるもの。

概要

◇ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正(平成25年11月25日施行)に伴い、大規模建築物等について耐震診断を実施し、所管行政庁(福岡市)に結果を報告することが義務付けられた。

<大規模建築物等>

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物等(病院・旅館等)
- 地方公共団体が指定する避難路に敷地が接する建築物
- 都道府県が指定する防災拠点建築物



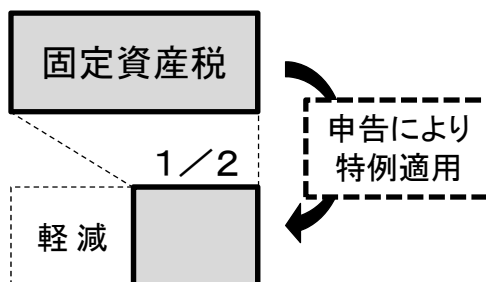
※耐震改修の例
・鋼板による柱補強 など

耐震改修促進の支援策

大規模建築物等に係る固定資産税の特例措置

◇ 大規模建築物等の所有者が、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に耐震改修工事を行い、改修後3ヶ月以内に市町村に申告した場合に、大規模建築物等に係る固定資産税を減額する特例措置が整備されるもの。(地方税法附則第15条の10)

- 減額対象期間
…耐震改修工事が完了した年の翌年度から2年度分
- 減額の割合
…固定資産税の税額の2分の1
(上限)工事費の2.5%に相当する額



※ 本措置に併せて、国税においても耐震改修投資促進税制(法人税・所得税における25%特別償却)が創設されている。

※ 住宅については、平成18年度税制改正により同様の特例措置が設けられている。

地方税法上の特例規定の整備を踏まえ、市税条例において、納税義務者の住所、氏名、建築物の所在地、耐震改修の完了日等の申告手続きの規定を定めるもの。